

## 平成 2 2 年度第 4 回

# 宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会

日 時：平成 2 2 年 1 2 月 1 7 日（金曜日）

午前 9 時 3 0 分から午前 1 0 時 4 0 分まで

場 所：宮城県行政庁舎 4 階 特別会議室

平成 22 年度第 4 回 宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会 議事録

日時：平成 22 年 12 月 17 日（金）午前 9 時 30 分から午前 10 時 40 分まで

場所：宮城県行政庁舎 4 階 特別会議室

出席委員：増田 聡 委員 浅野 孝雄 委員 井上 誠 委員  
奥村 誠 委員 京谷 美智子 委員 小林 達子 委員  
西出 優子 委員 福田 稔 委員

司 会 定刻となりましたので、ただいまから平成 22 年度第 4 回宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会を開催いたします。

開会に当たりまして、佐藤企画部長より挨拶を申し上げます。

企画部長 おはようございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、年末のお忙しい中、本日の部会に御参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

前回の第 3 回の部会では、今年度三つ目の審議対象事業として諮問をさせていただきました拓桃医療療育センター・拓桃支援学校整備事業について御審議をいただき、同日、建設予定地でありますこども病院や現在の拓桃医療療育センターまで足を運んでいただき現地調査を行っていただきました。本当にありがとうございます。

本日は、第 4 回目の部会ということで、大島架橋事業と登米地区統合校に係る校舎等改築事業を御審議いただくわけですが、現地調査まで含めると、これらの事業については、今回で 3 回目ということで、本日はパブリックコメントの状況の御報告をした後で、これまでの審議経過などについて御説明をさせていただきます、その後、続けて御審議をいただく予定といたしております。

3 事業同時進行ということで、大変タイトなスケジュールの審議をお願いしておりますけれども、本日の部会につきましては、この対象の 2 事業について、答申に盛り込む事項まで、ぜひ取りまとめていただきたいと考えておりますので、よろしく御願い申し上げたいと存じます。

どうか忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

司 会 本日は、増田部会長初め 8 名すべての委員に御出席をいただいております。

行政評価委員会条例第 4 条第 2 項の規定による定足数を満たしておりますので、会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

では、会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。まず、次第、裏面が出席者名簿となっております。それから、資料 1、大島架橋事業の県民意見の提出状況について。資料 2、登米地区統合校に係る校舎等改築事業の県民意見の提出状況について。資料 3、論点整理表（大島架橋事業）。資料 4、論点整理表（登米地区統合校に係る校舎等改築事業）。資料 5、答申（案）をお配りしてご

ございます。また、評価調書につきましては、本日御持参いただくことになっておりましたが、お手元がない場合は、事務局の方へお申しつけ願います。よろしいでしょうか。

それでは、これより議事に入りますが、御発言の際には、机正面にございますマイクスイッチをオンにして、マイクのランプが点灯したことを確認してからお話し願います。また、発言が終わりましたら、スイッチをオフをお願いいたします。

では、増田部会長、議事の進行につきまして、よろしく願います。

増田部会長 おはようございます。これから議事に入りたいと思います。

まず初めに、議事録署名委員の指名ですが、今回は、井上委員、奥村委員をお願いしたいと思いますので、よろしく願います。

続きまして会議の公開の件です。宮城県行政評価委員会運営規程第5条に基づいて、当会議は公開ということになります。傍聴に当たりまして、本会場に表示してあります宮城県行政評価委員会傍聴要領に従って傍聴していただくようお願いいたします。また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従って、議事の妨げにならないようお願いいたします。

本日の議事は、第1点目が県民意見の提出状況、第2点目が大島架橋と登米地区統合校の審議ということになっております。午前中の限られた時間ですが、円滑な議事進行ができますよう、皆様、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に従いまして会議を進めていきたいと思っております。

第1に、県民意見の提出状況について、事務局及び担当課から説明をお願いいたします。よろしく願います。

企画・評価専門監 それでは、県民意見の提出状況につきまして御説明いたします。

説明資料は資料1と資料2になりますが、資料1につきましては大島架橋事業について、資料2につきましては登米地区統合校に係る校舎等改築事業について記載しております。

最初に、資料1を御覧下さい。資料の構成でございますけれども、最初のページが県民意見募集の周知方法について。それから次ページ以降には、県民の皆様からいただきました意見の概要を、一覧表に整理したものを掲載しております。また、4ページには6として、今回提出された県民意見に対する事業担当課の見解を参考掲載しております。この事業担当課の見解につきましては、ただいま部会長からもお話がありましたけれども、後ほど、各事業担当課から説明させていただきます。

それではもう一度、資料1の最初のページにお戻りください。最初に、意見募集の方法についてでございますが、今回は二つの事業を同時に、同じ内容で意見募集を行っておりますので、ここで一括説明をさせていただきます。

ここに記載のとおり、募集につきましては10月22日から11月22日まで、32日間で実施いたしました。また、県民からの意見の受付は、郵便、ファクシミリ、電子メールで行い、御意見をいただくための資料等の情報提供につきましては、3に記載のとおり、県のホームページ、県庁内の県政情報センター及び各地方振興事務所や地域事務所の県政情報コーナーなどで、それぞれの事業の評価調書を

公表する形で行いました。また、意見募集の周知方法としましては、県政だよりへの掲載を行うとともに、デイトFM、TBCラジオにおいて合計3回の放送を行いまして、あわせて、県のメールマガジンの活用や関係市の御協力によりまして、地元広報紙でも周知していただきました。また、意見募集のチラシを、県庁関係機関のほか、コンビニエンスストアにも設置するなどして、周知を図ったところでございます。

結果としまして、大島架橋事業につきましては20件、登米地区統合校に係る校舎等改築事業につきましては2件の御意見をいただきました。

それでは、提出のありました県民意見の概要につきまして、簡単にご説明させていただきます。

資料1の2ページを御覧下さい。提出いただきました20件につきましては、5の提出された意見の概要としまして一覧表にしておりますが、3ページの番号15を除く19件につきましては、いずれも、結論としまして一日でも早く架橋を完成してほしいという趣旨の御意見でございました。主な内容としましては、緊急避難路や緊急搬送路を確保し、災害や救急医療に対する不安を解消してほしいといったもの、日常生活の不便を早く解消してほしい、あるいは地域活性化のための産業振興策の一つとして大島架橋による波及効果に大きな期待を寄せている、そういったものでございました。

また、3ページ下段の番号15の御意見でございますけれども、現計画ルートを選定につきまして、現計画ルートは本土への最短コースとはいいいながら、タクシーを利用した場合には経済的な負担が大きいとの御意見と、移動時間や現在の道路を拡幅するための費用、旅客船の廃止などに関する御質問がございました。

以上が、大島架橋事業に関する県民意見の提出状況でございます。

なお、次の6の事業担当課の見解につきましては、冒頭申し上げましたとおり、登米地区統合校に係る校舎等改築事業とあわせまして、後ほど、事業担当課から御説明申し上げます。

次に、登米地区統合校に係る校舎等改築事業につきまして、県民意見の御説明をいたします。

資料2の2ページを御覧いただきたいと思っております。登米地区統合校に係る校舎等改築事業につきましては、御覧のとおり、合計2件の提出がございました。

1件目の御意見は、学区撤廃による生徒の分散化や少子化への対応として統合校は必要である、また、就職のための教育を徹底して行ってほしい、これまで以上に就職先を増やせるような統合校となることを期待する、といった内容でございました。

2件目につきましては、地産地消の環境産業で潤う街づくりをしたいと思っておりますということで、そのために環境工学科を設置するなどして、太陽光発電や風力発電、ハイブリッド車の生産ラインの即戦力となる技術者の育成を行ってほしいといったことや、また、風力発電や木質バイオマスに関する御提案等がございました。

登米地区統合校に係る校舎等改築事業の意見提出の概要については、以上でございます。

なお、ただいま御説明いたしました、二つの事業に係る提出された意見の概要につきましては、現在、県のホームページ等で公表しております。また、これら

の県民意見に対する評価への反映状況につきましては、今後、事業の評価結果がまとまった段階で、これから御説明をします事業担当課の見解等を踏まえまして、反映状況の調書を別途作成して公表することとなります。

それでは、引き続き、県民意見に対する事業担当課の見解につきまして、事業ごとに担当課から説明いたします。説明は、大島架橋事業、登米地区統合校に係る校舎等改築事業の順で行いますので、最初に道路課からお願いいたします。

道路課長　それでは道路課の方から、大島架橋事業に対します県民意見の提出状況、内容と、それに対します事業担当課の見解を御説明いたします。

先ほど政策課から説明いたしましたとおり、20件の意見のうち15番を除きまず19件につきまして、大島架橋を早期実現することという意見が大半でございましたので、15を除く19件につきましては、統一いたしまして4ページで見解のみを説明をさせていただきます。

なお、15番につきましては、両手を挙げて賛成できないという御意見でございましたので、これは御意見を読ませていただいた上で、道路課の見解を述べさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、4ページを御覧下さい。読ませていただきます。

大島架橋事業につきましては、大島地区住民の皆様が安心して日常生活を送れるよう、一日でも早く架橋を完成して欲しいとの御意見を多くの方々からいただきました。

御意見の主なものといたしましては、「災害時や急病の際の緊急避難路や緊急輸送路を確保し、災害や救急医療に対する不安を解消して欲しい」、「気仙沼市本土と大島との通勤、通学や買い物など日常生活の不便を解消して欲しい」、「大島地区の観光を初め、地域活性化のための産業振興策の一つとして、大島架橋による波及効果に大きな期待を寄せている」などの御意見をいただきました。また、「交通の制約から、大島地区の皆様が就職を困難にしている」との就業実態の御紹介もいただきました。

いずれも、離島である大島への交通手段が船舶のみであることに起因する多くの不便、不安、制約があり、一日も早い大島架橋の実現が、大島地区住民の皆様のみならず、気仙沼市民としての長年の悲願であるということでした。

県としましても、こうした貴重なご意見等も踏まえながら、一日も早い架橋の完成に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上が、15番を除く御意見に対する見解でございます。

それでは、3ページにお戻りいただければと思います。3ページの一番下のところ、15番でございます。これは御意見を披露させていただきます。

現在計画のルートは最短であるが、距離が長過ぎると思う。特に、島の最北端から鹿折を通り市中心部へ出るのに何分かかかるのか。また、小々汐地区の道路の狭さを考えると、道路を拡張するための用地買収費や道路整備費は架橋建設費の何%を占めるのか。救急艇で片浜へ着けると、橋を渡って鹿折地区を通り市立病院へ行くのと、時間は変わらないのだろうか。

また、今後高齢化が進み、車を運転できなくなり、タクシーを利用するとなると、経済的な負担は大変だと思う。橋が架かり旅客船が廃止になることはないのだろうか。

大島地区住民は架橋さえすればと思っているようだが、将来的にプラスになることばかりではないと思われ、両手を挙げて賛成できない。

というのが、15番目の御意見でございます。

それに対する見解でございますが、5ページをお開きいただきたいと思ひます。読ませていただきます。

現計画のルートを選定に当たりましては、大島地区住民の皆様の利便性や、漁場・環境に与える影響等を考慮し、耐震性能等の技術的視点や事業の費用対効果などを踏まえ、専門家の意見もいただきながら決定したものです。

ちなみに、現計画のルートでは、大島出張所（公民館）から市の中心部（市役所）までは、約20分と試算しております。市立病院までの移動時間は、島の居住位置によっても異なりますが、大島出張所から救急搬送に要する時間では、現状の救急艇による場合に比べて10分程度短縮されるものと考えております。

なお、小々汐地区を含む現道利用区間約3.3kmを拡幅するための費用は、これは30億円を予定しておりますが、大島架橋を含む新設区間3kmを加えた合計6.3kmの全体整備費の17%程度となります。

大島架橋の整備に当たりましては、御指摘がありましたように、タクシー利用による経済的負担増や旅客船廃止の有無の問題等も含め、今後、解決しなければならない課題が多々ありますが、他方で、離島である大島への交通手段が船舶のみであることに起因する多くの不便、不安、制約を解消することができるなど、多くのメリットもございますので、県としましては、そうした課題をしっかりと認識しながら、大島地区の皆様はじめ、気仙沼市民の皆様と一緒に、一つ一つ課題を解決しながら、架橋事業を推進してまいりたいと考えております。

なお、今後とも、こうした課題などに適切に対応するために、行政と住民の方々で設立した「気仙沼大島振興推進会議」で検討を行っていくこととしております。

以上でございます。

企画・評価専門監      それでは、引き続き、高校教育課からお願いします。

高校教育課長      それでは、登米地区統合校に係る校舎等改築事業に対してお寄せいただきました県民意見について、事業担当課としての見解を御説明いたします。

資料2の2ページを御覧下さい。今回いただいた2件の御意見は、いずれも統合校の設置そのものには賛同いたしており、学校のいわばソフト面に関する御意見となっております。いずれの御意見も、基本的に県が目指している学校づくりと同じ方向性であるものと認識しております。

まず、1件目の御意見は、就職のための教育を徹底して行って欲しい、これまでの学校の推薦就職先に加え、さらに就職先を増やせるよう、総合高校の発展を期待するといった内容でございますが、これに関しては6の事業担当課の見解欄の1にございますとおり、地域の企業や大学等と密接な連携を図りながら、就業体験学習、長期校外実習などの実践的な教育を進めるとともに、各種資格等の取得にも注力して、生徒たちの就労を強力にサポートしていきたいと考えております。特に、今回の統合校は、県内初の総合産業高校として設置いたしますことから、地域と強力なパートナーシップを構築し、地域への人材供給や地域産業への貢献を積極的に進めていくことにより、生徒たちの活躍の場を拡大させてまいり

たいと考えております。

2件目の御意見は、環境工学科を設置して、太陽光発電、風力発電、ハイブリッド車の生産ラインの即戦力となる技術者育成を行ってほしいといった内容でございます。今回の統合校においては、地元の特性を踏まえた学校づくりをぜひ進めていきたいと考えているのですが、6の事業担当課の見解欄2にございますとおり、登米地区の地域特性を考えますと、県としても「環境」という言葉が一つの重要なキーワードであると認識しているところです。御提案いただきましたさまざまな自然エネルギー関連の人材育成等に関しましては、高校教育の段階では専門的な研究を行うことは難しい状況にあります。将来、生徒たちが大学等で本格的に学ぶための土台となるような教育内容について、今後検討してまいりたいと考えております。また、ハイブリッド車生産ラインの技術者の養成につきましても、昨今、県内には自動車関連産業の誘致が進んでおりますことから、高度化する自動車製造業等にも対応できるような人材の育成を目指してまいりたいと考えております。

企画・評価専門監 県民意見の提出状況については以上でございます。

増田部会長 御説明ありがとうございました。両件について、御質問ございませんでしょうか。

特に御意見がないようですので、この県民意見の提出については以上の内容ということで、この結果はホームページ等にも掲載されることになると思います。

それでは、今の意見も踏まえて、第2番目の議事に入りたいと思います。

本日の審議対象の事業は、大島架橋事業と登米地区統合校に係る校舎等改築事業の2件です。これまで、皆様の御協力をいただきまして、前回の審議で現地調査を行いました。両事業とも課題や論点は、これまでの議論の中でほぼ集約されてきていると思いますので、本日はこれまでの審議経過について整理した上で、答申案という形にまとめていきたいと思います。

具体的に審議はそれぞれ事業ごとに区切って進めたいと思いますので、最初に大島架橋事業について審議経過のまとめ及び答申に盛り込むべき事項の審議を行った上で、第2番目の登米地区統合校の改築事業についても同様に進めたいと思います。2件ありますので、それぞれ1事業当たり40分程度、審議経過の取りまとめと答申に盛り込むべき事項の審議という形で行っていききたいと思いますので、まず最初に、大島架橋事業について取り上げたいと思います。

では、事務局から、これまでの審議経過等について御説明をお願いします。

企画・評価専門監 それでは、大島架橋事業のこれまでの審議経過について、簡単に御説明申し上げます。

お手元の資料3、大島架橋事業の論点整理表を御覧下さい。この表の構成については、第2回部会の現地調査においてお配りしたものと同様でございますが、1ページから3ページの左側半分は、第1回部会での審議内容を評価調書の項目ごとに整理をし、要旨を記載しております。表の右側半分には、第1回部会以降に行われた追加の質疑、説明等についての要旨を記載しております。また、最終ページには、現地調査で行われた質疑応答要旨について記載してございます。構

成は以上のとおりになっております。

最初に、第1回部会での審議内容についての御説明をいたします。第1回部会での審議内容につきましては既に御案内のとおりでございますが、簡単に振り返りますと、事業内容や事業費についての御質問に加え、整備効果の観点からの費用便益分析内容の確認や既存産業への影響、また、架橋整備に伴う生活環境や自然環境への影響や想定される課題等への対応、さらには景観への配慮や地震対策等についての御質問や御意見をいただいております。

なお、3ページの下段には、増田部会長の第1回部会時点での「審議論点まとめ」を記載しております。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思っております。1ページ右側半分の「第1回部会以降の追加説明内容・資料、対応状況」欄でございますけれども、この欄には、第1回部会以降において各委員からいただきました御意見、御質問につきまして、それに対する事業担当課の回答や対応状況について今回新たに整理し記載しておりますので、その内容について簡単に御説明いたします。

右側中段に、これは京谷委員からの御質問でございますが、「事業費における50年間の維持管理費累計の中には架橋、道路、法面等の樹木剪定、ごみ処理、清掃等の費用が含まれているのか」との御質問がありました。これにつきましては、県道の維持管理費用として計上しております、主な項目としては表に記載のとおりである旨の回答をしております。

次に、2ページの右側を御覧下さい。奥村委員からの御質問で、「観光誘発交通量を考慮した場合の便益算定の際、増加交通の便益を100%としており、最大便益で見込んでいるが、観光客の支払い意思的な観点を考慮すれば、観光誘発分の便益としては2分の1とするのが妥当ではないか。また、他にも算定可能な便益があるのではないか」との御質問をいただきました。これにつきましては、今回の便益の算定につきましては、国土交通省の費用便益分析マニュアルに基づき算定しております、マニュアルでは支払い意思的な観点までは考慮されていないこと、それから、便益項目につきましても、マニュアルに準じて十分な精度で計測可能な項目のみに限定していることの御説明をしまして、御了承いただいたところでございます。

最後に、4ページを御覧下さい。こちらには、先ほど申し上げましたように、現地調査での委員の皆様からの主な御質問や御意見を記載しておりますので、説明は省略いたしますが、御確認いただきたいと思っております。

大島架橋の審議経過の説明につきましては、以上でございます。

増田部会長      ありがとうございました。これまでの審議経過及びそこで行われた対応等について、事務局から説明がりましたが、委員の方から、修正や補足すべき点等ございましたら、御発言をお願いします。

奥村委員      今、御説明ありました2点目の、2ページ目の右側のことについて、補足で説明をさせていただきます。

現在の計算というのは、国土交通省の費用便益分析マニュアルに従って、正しく計算されていると思っておりますが、実はこのマニュアル自体が、既存の道路があって、そこに例えばバイパスをつくるとか、そういうような事業を想定してつくら

れているマニュアルです。したがって、事業をしなくても車で通れるということが前提の計算になっています。そういう意味で、今回のような事例に 100%対応できているわけではないということです。

そこで、大きい問題になりますのが、2点申し上げますけれども、まず1点目ですけれども、現在この大島では船が使われていますが、船の場合は定期船みたいに限られた時刻にしか便がないので、動きたいというときに動けるわけではないと。したがって、スケジュール調整が必要になるとか、夜間はあきらめなければいけないといった問題が出てきます。それから、さらに、悪天候時に船が出ないので移動自体をあきらめるということが出てきますが、現在のマニュアルではこういう便益は計算できません。だから、現在算出されている計算の中では、こういうかなり大きいと思われる便益が計算に入っておりませんので、過小評価になっています。

2点目が、ここで指摘した観光誘発分ですけれども、先ほど申しましたように、現在のマニュアルというのは、今でもそれなりに観光が十分行われている状況で、あまり誘発分が大きいという事態を想定してつくっているのです、整備後の利用台数に車1台当たりの所要時間の短縮効果というのを掛け合わせて計算するような形になっています。ところが、誘発交通というのは何かというと、現在はお金がかかり過ぎる、時間がかかり過ぎるので、あきらめている人の分です。あきらめている人の分というのは、この例で言えば、現在は船を使って、時間をかけて、お金をかけてわざわざ行っているわけではないので、その人が行けるようになる、新しく行けるようになるという効果を、差額を全部足してしまうと、足し過ぎになるということがあります。

そういうことで、100%というのは過大評価になる恐れがあるのですけれども、今回の計算では、この二つ目のところというのは、現在使われている住民の交通に比べて、それほど大きいわけではないので、考え合わせますと、第1に指摘しました過小評価の分、マニュアルが対応していないための過小評価の分というのが、第2に指摘しました過大評価になっている分よりも、はるかに大きいだろうと思います。

マニュアルの考え方自体に、不備というか対応できていない部分があるのですけれども、今回計算されている便益額というのは、そういう意味では本当に計測すべき便益額を下回ることはありさえすれば、上回ることはないだろうと。よって安全側になっているだろうと判断できますので、計算手法、算定結果は認めると。

ただし、同じような架橋事業はないと思うのですけれども、今後こういった事業があるときのことを考えれば、やはりこの問題というのは検討していただいて、できれば国交省にマニュアルの改定をお願いするというか、意見するぐらいのことをしていてもいいのではないかと考えます。

以上が、この - 2 のところの追加説明になります。

増田部会長      ありがとうございます。質問への質問でもいいですが、何かございますか。  
テクニカルな面もあろうかと思いますが、誘発交通量の取り扱いという、実は大島架橋の重要な点でもありますので、奥村先生から出た意見も考慮した上で、便益はそれなりに計算されているということだと思います。

それでは、他に御意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これまでの審議状況、現地調査を踏まえて、大島架橋事業については、事業実施は妥当であるという結論にしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

増田部会長 ありがとうございます。それでは、大規模事業評価部会としては、大島架橋事業については、事業実施が妥当という結論にしたいと思います。

続きまして、答申に盛り込むべき事項についての審議に入ります。

部会といたしましては、これまでの論点整理等も踏まえて、事業を実施する上での附帯の意見として、資料5にあります部会長案を作成しておりますので、それを参考にしながら、事務局の方から御紹介いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

政策課長 それでは、答申案につきまして御説明を申し上げます。資料5を御覧下さい。

1枚目につきましては答申の表紙でございまして、現在審議していただいております大島架橋事業については、2枚目の別紙1でございます。読み上げさせていただきます。

大島架橋事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面(評価調書)をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則(以下「規則」という。)第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

ただし、同条例第10条第1項に基づく書面(評価書)を作成するに当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を同書面に適切に反映させることを求めます。

1、架橋整備に伴い、大島地区への多くの車両の流入が見込まれ、住民の生活環境や島内における自然環境への影響も予想される。また、そうした島内の環境変化に伴い、地域振興策や既存産業のあり方等についても重要な課題となってくることから、今後想定される課題等の円滑な解決に向けて、気仙沼市をはじめ、地域住民や関係機関との十分な連携を図ること。

2、大島地区は、陸中海岸国立公園や海域公園などに指定されていることから、景観形成の調和に配慮するとともに、重要な観光拠点でもあることから、架橋を新たな観光資源として生かせるよう努めること。

3、建設費のコスト縮減や長期的な視点に立った維持管理に努めるとともに、近い将来高い確率で発生が予想される宮城県沖地震などの災害に備え、架橋構造の耐震化等について十分に留意すること。

以上でございます。

増田部会長 ありがとうございます。今回、附帯の検討課題として3点ここに記載しております。

現地調査等も踏まえた状況の中で、第1点目は、先ほど交通誘発、観光誘発の話もありましたが、従来車が通っていなかった地域に、新たにかかりの量の車が流入することになる。さらに地元の方も船の利用から車に転換ということになりますので、生活環境、自然環境等、いろいろな問題が発生してくると思われま

さらに、前回の論点整理にもありましたように、地元の商店街、病院等、利用形態がかなり大きく変わりますので、そういう問題について、今後、地元住民や関係機関との連携を十分に図ってほしいというのが、第1点目の附帯の項目です。

第2点目は、ちょうど海を渡って橋が架かるということになりますので、ここにある景観や国立公園の環境保全など、いくつか留意しなければいけない面と、もう一つ、架橋に伴う橋詰めの場所とか、観光スポットになり得る場所もありますので、そういうようなものも考えて環境と観光開発という重要な問題の両立を図ってほしいというのが第2点目です。

3点目は、大規模事業ということに関わりまして、できる限りコスト縮減しつつ、マネジメントもうまく進めていただきたいということで、特に宮城県沖地震、さらにこの地域の津波災害等を考えますと、重要な防災上の施設ということでもありますので、耐震等の問題については十分考慮していただきたいと。

以上の3点を検討課題として追加いたしました。皆様から御意見をいただいて、議論したいと思います。いかがでしょうか。この3点以外にもという御意見もあるかもしれませんが、御意見があればお願いいたします。

特に、修正等の意見がございませんが、この項目について、以上の3点という取りまとめでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり。)

増田部会長      それでは、修正の意見がございませんでしたので、大島架橋事業についての答申内容としては、別紙原案のとおりとしたいと思います。

あと、「てにをは」も含めて文章等の軽微な修正が必要になる場合があるかもしれませんが、その場合には、私に一任いただき、事務局と調整しながら修正をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上の議論で、大島架橋の答申をまとめたいと思います。

それでは、続きまして、登米地区統合校に係る校舎等改築事業に進みたいと思います。

まず、事務局の方から、資料4に従いまして、審議経過の報告、その後の対応についてご説明をお願いします。

企画・評価専門監      それでは、登米地区統合校に係る校舎等改築事業のこれまでの審議経過等につきまして、簡単にご説明申し上げます。

資料4の論点整理表を御覧下さい。こちらの資料につきましても、先ほど大島架橋事業の際に御説明をしました論点整理表と同様の構成にしております。

第1回部会の審議では、主なものとしましては、登米地区統合校の整備に至った経緯であるとか、将来構想や統合校の考え方につきましての質疑応答、また、シックハウス対策や耐震対策などの施設環境の確認、さらには、統合に際し、学区制撤廃等に伴う進学や通学への影響、あるいは就職率等について、御質問や御意見をいただいております。

なお、3ページの下段には、増田部会長の第1回部会時点でのまとめを「審議論点まとめ」に記載しておりますが、登米地区統合校再編計画の考え方、統合校におけるカリキュラムや施設計画の補足説明を求められておりました。

これにつきましては、3ページの表の右側にありますように、後日、11月10日の現地調査の移動時間をお借りしまして、登米地区統合校の再編計画を中心に、学科編制や特色、登米地区統合校基本課題検討会議での検討状況等につきまして、新たに参考資料を配付するとともに、高校教育課から追加説明を行ったところでございます。

なお、このことにつきましては、井上委員始め、他の委員の皆様からも同様の御指摘がありましたので、同様の対応につきまして1ページの右側中段にも記述しております。

それでは、次に、2ページの右側を御覧下さい。こちらは、京谷委員から、商業高校と農業高校の改築費用に関しまして、データ提供の御照会がございました。それぞれのデータとして、少し古いデータではありましたが、表に記載の改築費用の情報提供をしております。

次に、3ページの中段右側を御覧下さい。こちらは、第1回部会での説明の補足でございますけれども、登米地区各校の生徒の通学手段と卒業生の進路状況につきまして、現地調査の際に、新たな資料をもとに、高校教育課から追加説明を行ったところでございます。

最後に4ページでございますが、こちらは、大島架橋事業と同様に、現地調査における委員の皆様からの主な御質問や御意見を記載しておりますので、御確認いただきたいと思っております。

登米地区統合校に係る校舎等改築事業の審議経過等の説明は、以上でございます。

増田部会長      ありがとうございます。前回の部会での審議とその後の現地調査についての御報告でしたが、委員の皆様から、御確認、御質問等あれば、補足等も含めてお願いします。

前回の論点整理のところにもありましたが、どの学校がどういうふうに統合されて、結果としてどうなるのかという全体像を、現地調査の際に詳細に御説明いただきましたので、以前より分かりやすくなったかなと思っております。

福田委員      論点整理表3ページの評価結果8というところで、事業担当課の回答・説明欄に「登米地区の生徒の通学手段は、自転車とバイクが過半数、統合に際しての交通手段の課題等はない」と書いてあるのですが、実際、自転車通学とかバイク通学の生徒の中には、遠方から来る生徒もいるかと思うのですが、そういう場合の道路状況というか、拡幅等整備を行う必要があるかどうかといった点については、特に問題は出ていないのでしょうか。

高校教育課長    学校との意見交換等を行ってございますけれども、その際は、特段問題点等の指摘はございませんでした。

増田部会長      今の件はよろしいでしょうか。学校の近くの交通環境がまず第1点。もう一つは、遠距離から来る場合、特にバイクのような交通手段は、地域の道路整備状況に大きく影響を受けますが、統合の結果、行く学校の場所が遠いところになったり近くなったり、様々だと思えますけれども、現状の交通安全指導などで対応可

能だという、そういう御意見だと思います。よろしいでしょうか。

他に何か御意見等ございますか。

西出委員 論点整理表の1ページ目の1番目、福祉学科を新設する根拠や背景などを説明していただきたいということで御回答いただいたのですが、パブリックコメントの中で、環境とか林業についてぜひ教えて欲しいというようなご意見が出ていまして、環境についてキーワードとしてこれからも検討していきたいという、担当課の御見解でした。こういった意見、例えば環境や林業といった登米市の特色を生かしたものを何か取り入れるというような方向性になるのかならないのかということをお教えいただければと思います。今回は、福祉というのは福祉施設等の新設もあるのでニーズもあると想定しているとありますが、なぜ環境ではなく福祉なのかという説明になるのかということも含めて教えていただきたいと思っております。

高校教育課長 まず、環境につきましては、登米地区の伊豆沼や内沼等の自然環境等の存在、それから稲作では環境保全米等について、報道もいろいろなされておりますけれども、県内一盛んであるという状況にございます。農業系であれば、そういう農産物との関わり等、環境に配慮した農業への取り組み、それから、その他の工業、商業等につきましても、やはりこれからの環境を抜きに、いろいろな生産活動や経済活動を維持するということは当然できないと考えておりました、教育内容のところ、地域のそういう環境関連の企業や団体との連携、それから大学等の機関との連携、いろいろなリソースを活用しながら教育内容の方に盛り込んでいくという形になっていくと考えてございます。

それから、福祉につきましても、生活福祉という観点でいうと、当然環境と密接に関係していくということになりますので、福祉を学ぶ中でもやはり環境を考えながらというふうになるかと思っております。

それから、福祉系の学科につきましては、前回も御説明させていただいたかと思っておりますけれども、これからの福祉社会を見据えて、やはり人材育成が必要だということで、特に、総合産業高校、一番先にできる学科ですので、これまで福祉系のコース等は既に県内にも取り組んでいるところがございますので、そういう知見も活用しながら進めていくということで考えてございます。

増田部会長 既存の学科の中で議論されている問題と、統合に関わる新しい教育体系のようなものが、両方同時に出てくるというふうに思いますので、チャレンジングな面も同時に出てくるのではないかと思います。

他に御意見等ございますか。

それでは、この経過報告について、特に御意見等ないようですので、登米地区統合校に係る校舎等改築事業についても、事業実施については妥当という判断をしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

増田部会長 ありがとうございました。それでは、引き続きまして、別紙2にあります答申

に盛り込むべき事項の審議に進みたいと思います。それでは、この別紙2について、答申案ですが、事務局から御紹介お願いいたします。

政策課長 それでは、資料5の別紙2、最後のページでございます。そちらを御覧下さい。読み上げさせていただきます。

登米地区統合校に係る校舎等改築事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面（評価調書）をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則（以下「規則」という。）第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認める。

ただし、同条例第10条第1項に基づく書面（評価書）を作成するに当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を同書面に適切に反映させることを求めます。

1、新設校は、複数の職業系専門学科を統合した県内初の総合産業高校であることから、独自のカリキュラムの創設や新たな教育システムの導入についても積極的に検討を行うなど、魅力ある統合校の構築に向けて、その特色が十分に発揮できるよう努めること。

2、新校舎の配置計画では、敷地の制約上やむを得ず、道路を挟む配置となっていることから、交通管理者や道路管理者と協議を行うなど、生徒や教職員の道路横断時の安全対策について万全を期すこと。また、耐震性能やシックハウス対策などの施設環境についても十分に留意すること。

3、新たな総合産業高校の設置に当たっては、生徒や保護者などの学校関係者や地域住民とも意見交換会を行うなど、工事期間中はもとより、開学後の施設運営についても相互に理解が得られるよう十分に配慮すること。

以上でございます。

増田部会長 ありがとうございます。審議の中で出てきた課題が、ここに3点ほど取り上げてあります。

先ほどありましたように、福祉、環境といった新しい分野も含めた問題を教育するということで、総合産業高校としての独自のカリキュラムなどの検討を、今後進めていって欲しいというのが第1点目のコメントです。

2点目は、現地調査のときにもいくつか御意見が出たかと思いますが、敷地の制約や排水施設の関係等もあって、道路を真ん中に残すという配置計画にならざるを得ないということでした。それほど交通量は多くないということですが、道路横断時の安全の問題等を、配置計画では考えて欲しいということ。さらに、耐震やシックハウス対策等の、第1回の部会のときに出てきたコメントについても御配慮いただきたいというのが第2点目です。

3点目は、地域特性を生かした教育ということとも関係してくると思いますが、地域と生徒や保護者というような関係各位の意見交換を通じて、新しい学校運営のことを考えて欲しいというのが3点目ということになります。

以上、三つほどコメントを付けさせていただいておりますが、委員の方から何か御意見や御要望等ありましたら、お願いいたします。

京谷委員 先ほど3番目の意見について御説明されたときに、「地域性を生かした」という

言葉を加えて御説明があり、住民の方たちと話し合いを行いながらということだったのですが、「地域性を生かす」という文言を、3番に入れるよりも1番の方に入れてもいいのではないかと。今までの御質問に対する回答の中にもそういうことが頻繁に出てきましたし、1番に「特色が十分に発揮できるよう努めること」と最後に書いてありますが、その前の方にも「地域性を生かす」という言葉を入れてもいいのではないかと思います。カリキュラム等を考える時点ですということ。

増田部会長　そうですね。そうしますと、「独自のカリキュラムの創設や」の前あたりに、「地域性を考慮した独自のカリキュラム」というような表現の方がよろしいということですか。

分かりました。そのような形に修正を加えたいと思います。いかがですか。よろしいですか。

奥村委員　同一の趣旨ですけれども、おそらく今の提案だと、カリキュラムの前に「地域性を生かした」が入ってしまうのですけれども、学校、特に産業高校の場合は、例えば地域の産業界の中での実習とか、あるいは後継が難しいような技能といったものを地域の人から教えてもらうとか、教育システムそのものも地域で支えていくという考え方が必要なのではないかとということが考えられるので、むしろ「魅力ある」の直前ぐらいに入れ、「地域性を生かした魅力ある統合校の構築に向けて」とした方が、そういう趣旨が伝わるのではないかなと思います。

増田部会長　分かりました。今の方がいいですね。そのように対応したいと思います。

京谷委員　重要キーワードに「環境」という言葉が挙がってきたのですけれども、ここには「環境」というキーワードは載っていませんが、それは加えた方がいいのかどうかというのが、少し迷うところなのですが。

増田部会長　そうですね。おそらく1点目のところに、「環境・福祉等の問題等で独自のカリキュラム創設や」という、そういうつながりになるかもしれませんね。

京谷委員　または、「地域性を考慮した」というところに「地域性及び環境を」と入れるというのは。

増田部会長　考慮事項としての地域性という話と、教えるべき内容としての教育や福祉という両方あると思いますので、どこに持っていくのがよろしいでしょうか。

京谷委員　あまり積極的に言っていない部分に関しては、環境という言葉に限定してしまうと動きが取りにくくなる部分もあるのかなと思って、積極的に入れた方がいいのかどうかという部分もちょっと迷う点ではあるのですが。

増田部会長　それでは、第1点目の「新設校は」の文脈のところにも適宜、今お話がありました「環境」という言葉を入れることで、文案を再整理したいと思います。

他に何か御意見ありますか。

それでは、今の第1点目の文言の修正も含めて、最終的な確認は私と事務局の方で行いたいと思いますので、日本語としておかしくないようにして提出したいと思います。まとめました案については、先ほどの大島架橋とあわせて委員の皆様にご報告した上で、最終案としたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、2件ありました本日の議事を終了いたしますが、まとめられました答申書について、私が代表して知事に答申するという形にしたいと思いますので、御一任いただければと思います。

それでは、以上で本日の議事を終了いたしますが、次第の4、その他の項目について事務局から御説明お願ひします。

司 会 委員の皆様、長時間にわたり御審議いただき、ありがとうございました。本日、まとめていただきました答申書については、来年の1月7日に増田部会長から知事に答申いただく予定です。県では、この答申内容を踏まえまして、最終的な評価書を作成し、1月下旬までに作成し公表予定としておりますので、その際には委員の皆様にも御報告させていただきます。

また、ただいまお配りしました資料を御覧下さい。次回、年明けの1月13日に開催を予定しております第5回部会の開催通知になります。次回部会につきましては拓桃医療療育センター・拓桃支援学校整備事業の審議及び答申とりまとめを予定しておりますので、委員の皆様よろしくお願ひいたします。なお、お手数ではございますが、出欠報告について、12月27日月曜日までに事務局あて御報告願ひします。事務局からは以上ですが、その他、御質問などはございませんでしょうか。

以上をもちまして、平成22年度第4回大規模事業評価部会を終了いたします。本日はありがとうございました。

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会

議事録署名人 井上 誠

議事録署名人 奥村 誠